

1. 対象について

対象製品は、総務庁日本標準商品分類における、「石けん（分類番号88 3）」とした。

ただし、本分類に該当するせっけんのうち、家庭用・業務用の種別によらず、食用廃油を精製若しくは脂肪酸に加工したものを原料としたせっけんを対象とする。

2. 用語の定義について

廃食用油の定義は、JIS Q 14021におけるポストコンシューマ材料の定義に基づいて策定した。参考として以下にJISの定義を示す。

（参考）

JIS Q 14021 ポストコンシューマ材料 の定義

家庭から排出される材料、または製品のエンドユーザとしての商業施設、工業施設および各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これは、流通経路から戻される材料を含む。

JIS Q 14021 プレコンシューマ材料 の定義

製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で再利用できる加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用を除く。

3. 認定の基準について

3 1. 環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、商品ライフステージ環境負荷項目選定表を用い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「廃食用油再生せっけん」において考慮された環境負荷項目は商品ライフステージ環境負荷項目選定表に示したとおり（表中 印および 印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は、A 1、B-5、B 6、B 9、C 1およびC 8（表中 印）である。

なお、表中の□印の欄は検討対象とならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表「ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A 資源 採取	B 製造	C 流通	D 使用 消費	E 廃棄	F リサイ クル
1. 資源の消費						
2. 地球温暖化影響物質の排出						
3. オゾン層破壊物質の排出						
4. 生態系への影響						
5. 大気汚染物質の排出						
6. 水質汚濁物質の排出						
7. 廃棄物の発生・処理処分						
8. 有害物質などの使用・排出						
9. その他の環境負荷						

A 資源採取段階

A 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 廃食用油の使用について

エコマーク事業においては、環境教育や水質保全の実践策として市民運動などにより進められていた廃食用油再生せっけんを推奨することにより、市場における製品シェアの向上を図ってきた。また、廃食用油をリサイクルすることにより、家庭などから排出される水質汚濁物質の削減を図ることもできる。商品ライフサイクルの概念導入に伴う見直しにあたり、エコマーク認定製品の製造事業者ヒアリングの結果、市場におけるシェアはあまり高くないと推測されることから、旧基準と同様、原料の油脂として50%以上の廃食用油を使用するものについて、引き続きその普及を図ることとして検討を実施した。

検討の結果、引き続き商品類型として認定基準を策定し、廃食用油再生せっけんの普及を図ることとしたが、ヒアリング調査では、1製品当たりの廃食用油の配合割合について、現行50%以上の認定基準に対し、60%以上配合しているメーカーが増えていることが明らかとなった。また、大型製造プラントを有する製造事業者は中和法により製造しており、技術的に廃食用油100%とすることは困難であるものの、中小製造プラントを有する製造事業者はけん化法により製造しており廃食用油100%での製造が可能であり、実際、多くの事業者が100%で製造していることが判明した。

基準案の検討に際し、エコマークは販売上重要であり基準が厳しくなるのは困るとの意見がある一方で、現状ではエコマーク認定が容易で環境配慮に優れた製品とはなっておらず、エコマークが販売上、経費に見合う効果を持っていないことからエコマーク使用契約をとりやめる事業者があり、基準を厳しくし環境配慮に優れた製品のみを認定とすべきとの意見もあった。

結論として、環境配慮に優れた製品を推奨すべきであること、中小の事業者は廃食用油100%での製造が可能であることから、廃食用油の配合率については、50%から100%に引き上げることとされた。なお、廃食用油配合率を100%に引き上げるにあたり猶予期間を設けるという提案があったが、技術的に100%に引き上げることが容易であること、授産施設などエコマークの重要性が高いところではコスト

的理由から未使用食用油を使用していないと考えられることから、猶予期間を設定する必要はないと判断した。

【2011年10月改定】食品リサイクル法への対応などにより、飲食店やホテル、給食調理場で発生する廃食用油の再利用が進むようになり、回収油をハンドソープや化粧石けんなど身体用の石けんにリサイクルし、再び調理場や学校の手洗いに使用する取り組みが近年広がってきている。また、ホテルの客室で使い残された固形石けんを回収し、石けんに再生する試みも始まっている。その一方で、廃食用油100%とする認定基準は、けん化法による洗濯用粉石けんのみしか基準を満たすことが困難であり、身体用の商品は実質的に対象になりえない状況であった。

そのため、特に環境教育面に非常に効果的なハンドソープや化粧石けんを対象にして、購入層のすそ野を広げ、リサイクル石けんの普及が図られるよう、基準配合率の再検討を行った。固形石けんや液体石けんは、その性状から廃食用油100%では製造が困難であり、また身体用の石けんは薬事法上、廃食用油を直接使用するけん化法での製造は難しい。また、洗濯用粉石けんについては、廃食用油特有の臭い等の品質やイメージの問題から、一般市場に出回っている製品は少なく、再生石けんを使用する消費者は一部にとどまり広がりを見せていない状況もある。これらを考慮し、消費者が満足して使用できる品質を保てる範囲に、廃食用油の配合率を再設定した。同時に、使い残され廃棄された固形石けんのリサイクルも対象に含められるよう、修正を行った。

なお、配合率の引き下げにあたり、複合石けんは、純石けん分以外の界面活性剤を多く含むほど廃食用油の使用量が少なくなってしまうこと、合成洗剤は本商品類型の検討外としており、界面活性剤自体の検討を行っていないことなどから、対象が明確となるよう適用外であることを明記した。

B 製造段階

B 5 (大気汚染物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 大気汚染について、適切な管理がなされていること

製品の製造工程から排出される大気汚染物質については、関連する環境法規および公害防止協定などに遵守することで、環境への負荷が低減されると判断できることから、本項目を基準を策定する項目として選定した。

B 6 (水質汚濁物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 排水について、適切な管理がなされていること

製造工程から排出される水質汚濁物質については、関連する環境法規および公害防止協定などに遵守することで、環境への負荷が低減されると判断できることから、本項目を基準を策定する項目として選定した。

B - 9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 騒音・悪臭については、適切な管理がなされていること。

製造工程からの騒音・悪臭については、関連する環境法規および公害防止協定などに遵守することで、環境への負荷が低減されると判断できることから、本項目を基準を策定する項目として選定した。

C 流通段階

C 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 包装への環境配慮について(簡素化、再生材料の利用)
(2) 包装の表示について

(1)については、せっけんは、個別包装が主流であり包装材料が多く使われていることからその使用量の削減、再生材料の使用を促進することとした。優先順位は、まず不必要な包装は排除すること、包装が必要な場合には材料の使用量を減らすこと、使用する材料には再生材料を優先的に使うこととした。

本項目を基準を制定する項目として選定した。

(2)については、容器・包装リサイクル法の基準に準じた材質表示を行うこととした。本項目を基準を制定する項目として選定した。

C 8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 包装への環境配慮について(有害物質)

廃棄における有害物質排出予防の観点から、包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこととした。

本項目は基準を制定する項目として選定した。

D 使用・消費段階

D - 9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1) pH、不純物について
(2) 臭気について

(1)については、皮膚へのアレルギーなどの懸念があることから基準項目の策定について検討した結果、JISに同様の規定があるため、エコマーク事業として独自に基準を策定する項目としては選定しなかった。

(2)については、においの質を評価することが難しく、主観的な判断によるところが大きいことから、基準を策定する項目としては選定しなかった。

3-2.品質に関する基準の策定の経緯

廃食用油再生せっけんにおいては、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保する目的で、家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約が定められている。規約では、「人に害がない」、「川を汚さない」などの不相当と思われる表示を防止するための規定が設けられており、申込審査時に表示見本を確認することとした。

【2011年10月改定】化粧石けんやハンドソープなどは薬事法の適用を受けるため、身体用石けんの対象追加に併せて、薬事法の順守も確認することとした。